

2026年4月1日に下表のとおり、一部改正を予定しておりますので事前にご案内いたします。
なお、電子交換業務の停止・電子交換所からの脱退による店舗窓口業務の効率化にかかわる「普通為替証券」および「配当金領収書」取扱い廃止については、2026年5月1日から実施いたします。

【改正後】

当座勘定規定

1. (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、~~(別除)~~その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下、「証券類」といいます。)も受入れます。

2. ～7 (省略)

8. (手形、小切手用紙)

- (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を受けける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。

(別除)

- (5) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

- (6) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9. ～12 (省略)

13. (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。(別除)

14. ～32 (省略)

【改正前】

当座勘定規定

1. (当座勘定への受入れ)

- (1) 当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、普通為替証券、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの(以下、「証券類」といいます。)も受入れます。

2. ～7 (省略)

8. (手形、小切手用紙)

- (1) 当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。
- (2) 当店を支払場所とする為替手形を受けける場合には、預貯金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。
- (3) 前2項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。
- (4) 当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。

(5) 手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を支費で交付します。

- (6) 当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。

- (7) 前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。

9. ～12 (省略)

13. (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

14. ～32 (省略)

【改正後】

【小切手用法】

1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. ～7（省略）

（削除）

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6
漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸
草	壺	弍	参	泗	伍	陸

7	8	9	10	100	1,000	10,000
七	捌	玖	拾	百	千	万
漆	質	八	玖	陌	仟	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億
※お取扱以上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【約束手形用法】

1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. ～7（省略）

（削除）

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6
漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸
草	壺	弍	参	泗	伍	陸

7	8	9	10	100	1,000	10,000
七	捌	玖	拾	百	千	万
漆	質	八	玖	陌	仟	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億
※お取扱以上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【改正前】

【小切手用法】

1. この小切手用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. ～7（省略）

8. 小切手用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6
漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸
草	壺	弍	参	泗	伍	陸

7	8	9	10	100	1,000	10,000
七	捌	玖	拾	百	千	万
漆	質	八	玖	陌	仟	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億
※お取扱以上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【約束手形用法】

1. この手形用紙は、当店における貴方名義の当座勘定にかぎり使用し、他の当座勘定に使用したり、他人に譲り渡すことはしないでください。
2. ～7（省略）

8. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6
漢数字	壹	貳	参	肆	伍	陸
草	壺	弍	参	泗	伍	陸

7	8	9	10	100	1,000	10,000
七	捌	玖	拾	百	千	万
漆	質	八	玖	陌	仟	萬

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億
※お取扱以上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

【改正後】

【為替手形用法】

1. この手形用紙を用紙のまままで他人に譲り渡すことはしないでください。

2. ～9（省略）

（印刷）

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6
漢数字	壹	貳	参	泗	伍	陸
七	柒	捌	玖	拾	仟	萬
10,000						

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億
※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上
(2026 年 5 月 1 日現在)

【改正前】

【為替手形用法】

1. この手形用紙を用紙のまままで他人に譲り渡すことはしないでください。

2. ～9（省略）

10. 手形用紙は、当組合所定の受取書に記名なつ印（お届け印）のうえ請求してください。

●金額を文字で記入する場合に使用する文字一覧

	1	2	3	4	5	6
漢数字	壹	貳	参	泗	伍	陸
七	柒	捌	玖	拾	仟	萬
100						
1,000						
10,000						

〈その他〉金、円、圓(円の異体字)、億
※お取扱い上の誤り防止等のため、上表以外の異体字、崩し字のご使用はお控えください。

以 上
(2025 年 4 月 1 日現在)

2026年4月1日に下表のとおり、一括改正を予定しておりますので事前にご案内いたします。
なお、電子交換業務の停止・電子交換所からの脱退による店舗窓口業務の効率化にかかる「普通為替証券」および「配当金領収書」取扱いは廃止については、2026年5月1日から実施いたします。

【改正後】

普通貯金規定

1. (省略)
2. (証券類の受入れ)
- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、**(別紙)**その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎりません。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～22. (省略)

以上
(2026年5月1日現在)

【改正前】

普通貯金規定

1. (省略)
2. (証券類の受入れ)
- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、**配当金領収書**その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎりません。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～22. (省略)

以上
(2025年4月1日現在)

2026年4月1日に下表のとおり一部改正を予定しておりますので事前にご案内いたします。 ただし、電子交換業務の停止・電子交換所からの脱退による店頭窓口業務の効率化にかかる「普通為替証券」および「配当金額取証」および「配当金額取証」取扱いは、2026年5月1日から実施いたします。 【改正後】 営業貯金規定 1. (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、(割引)その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。 受入店を支払場所とする証券類にかぎります。 (2) 手形要件(とくに振出日、受取人、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。) (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 3. ～21. (省略) 以上 (2026年5月1日現在)	【改正前】 営業貯金規定 1. (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、(配当金額取証)その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎります。 (2) 手形要件(とくに振出日、受取人、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。) (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 3. ～21. (省略) 以上 (2024年4月1日現在)
---	---

附則(2025 秋証企第444 号)

(実施日)

この規定は、2025 年4月1日から実施する。ただし、電子交換業務の停止・電子交換所からの脱退による店舗窓口業務の効率化にかかわる「普通為替証書」および「証当金額取証」取扱い廃止については、2026年5月1日から実施する。

2026年4月1日に下表のとおり、一部改正を予定しておりますので事前にご案内いたします。
なお、電子交換業務の停止・電子交換所からの脱退による店舗窓口業務の効率化にかから「普通為替証券」および「配当金領収書」取扱いは廃止については、2026年5月1日から実施いたします。

【改正後】

普通貯金無利息型(決済用)規定

1. (省略)
2. (証券類の受入れ)
(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、**割引**その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎりません。
(2) 手形要件(とくに振出日、受取人、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～22. (省略)

以上
(2026年5月1日現在)

【改正前】

普通貯金無利息型(決済用)規定

1. (省略)
2. (証券類の受入れ)
(1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、**配当金領収証**その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎりません。
(2) 手形要件(とくに振出日、受取人、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
(3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
(4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかにかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
(5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

3. ～22. (省略)

以上
(2025年4月1日現在)

2026年4月1日に下表のとおり、一部改正を予定しておりますので事前にご案内いたします。 なお、電子交換業務の停止・電子交換所からの脱退による店舗窓口業務の効率化にかかる「普通為替証券」および「配当金額取扱」 【改正後】 貯蓄貯金規定 1. (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、現金のほか、（創設）その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎりず。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 3. ～22. (省略) 以上 (2026年5月1日現在)	取扱い廃止については、2026年5月1日から実施いたします。 【改正前】 貯蓄貯金規定 1. (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金額取扱その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます。ただし、提携組合での受入れは、現金のほかその受入店を支払場所とする証券類にかぎりず。 (2) 手形要件（とくに振出日、受取人、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 3. ～22. (省略) 以上 (2024年4月1日現在)
--	---

【改正後】

納税準備貯金規定

1. (省略)
2. (証券類の受入れ)
- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、~~(削除)~~その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち証券、受取文言等の必要がものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
- 3～4. (省略)
5. (貯金の払戻し)
- (1) この貯金は、貯金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合にかぎり払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当組合がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この貯金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 前項の払戻しの手続に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求められます。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) 租税納付のためにこの貯金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。~~(削除)~~
- (5) この貯金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合には、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいづれを支払うかは当組合の任意とします。
6. ～20 (省略)

以上
(2026年5月1日現在)

【改正前】

納税準備貯金規定

1. (省略)
2. (証券類の受入れ)
- (1) この貯金口座には、現金のほか、手形、小切手、~~配当金領収証~~その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。
- (2) 手形要件(とくに振出日、受取人)、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。
- (3) 証券類のうち証券、受取文言等の必要がものはその手続を済ませてください。
- (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
- (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。
- 3～4. (省略)
5. (貯金の払戻し)
- (1) この貯金は、貯金者(または同居の親族)の租税納付にあてる場合にかぎり払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当組合がやむをえないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- (2) この貯金を払戻すときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに当店に提出してください。
- (3) 前項の払戻しの手続に加え、当該貯金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため当組合所定の本人確認資料の提示等の手続を求められます。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- (4) 租税納付のためにこの貯金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。~~ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の組合振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。~~
- (5) この貯金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当組合所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合には、その総額が貯金残高をこえるときは、そのいづれを支払うかは当組合の任意とします。
6. ～20 (省略)

以上
(2022年4月1日現在)

2026年4月1日に下表のとおり、一部改正を予定しておりますので事前にご案内いたします。 なお、電子交換業務の停止・電子交換所からの脱退による店舗窓口業務の効率化にかかる「普通為替証券」および「配当金額収書」および「配当金額収書」取扱いは、2026年5月1日から実施いたします。 【改正後】 出資予約貯金規定 1. (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、出資配当金および特別配当金からの振替預入れのほか、現金、手形、小切手、<u>（制約）</u>その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。 (2) 手形要件(とくに振出日、受取人、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 3. ～18. (省略) 以 上 (2026 年 5 月 1 日現在)	【改正前】 出資予約貯金規定 1. (省略) 2. (証券類の受入れ) (1) この貯金口座には、出資配当金および特別配当金からの振替預入れのほか、現金、手形、小切手、<u>配当金額収書</u>その他の証券で直ちに取立のできるもの(以下、「証券類」といいます。)を受入れます。 (2) 手形要件(とくに振出日、受取人、小切手要件(とくに振出日)の白地はあらかじめ補充してください。当組合は白地を補充する義務を負いません。 (3) 証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。 (4) 手形、小切手を受入れるときは、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。 (5) 証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。 3. ～18. (省略) 以 上 (2022 年 4 月 1 日現在)
---	--